

さて会社の都合による休業に対して、労働基準法は賃金保障することを命じています。「使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。」と定めている休業手当(第26条)の規定がこれに該当します。これに該当する場合二つの問題があります。一つは所定労働時間の一部が休業となった場合の「平均賃金の百分の六十以上の手当」の計算の問題で、あと一つは、どのような内容の休業が休業手当に該当する「使用者の責めに帰すべき休業」かといった問題です。

最初の所定労働時間の一部を休業した場合の問題ですが、これについては、「現実に就労した時間に対して支払われる賃金が平均賃金の百分の六十に相当する金額に満たない場合には、その差額を支払わなければならない。」(昭27.8.7基収3445号)とされています。従って、残業や手当が一切ない人の場合、「所定労働時間×0.6」以上働いていれば、その日に休業が入っても休業手当は支払う必要がないということになります。平均賃金の計算は過去3カ月の賃金総支給額を稼働日数ではなくて暦日数で除すところに問題があるともいえます。

次に「使用者の責めに帰すべき休業」と限定されていることから使用者に責任のない原因で休業した場合には休業補償の必要がないということになります。ただ使用者に責任があるのかないのかといってもなかなか難しい問題があります。下請けの場合、親会社からの資材の供給がストップしたとしても「使用者の責めに帰すべき休業」に該当しない(昭23.6.11基収1998号)とされていますのでハードルはかなり高いといえます。では雨降りで休業となった場合はどうでしょうか。労働基準局の見解では「港湾労働者についても、天災地変その他の不可抗力による休業の場合を除き、船舶、艇、荷役設備、貨物の場合等経営に係る事情に基づく休業については、一般に休業手当の支払い義務があると解されるが、この場合、「雨天等による休業の場合についても、それが自然現象によるものであるという理由のみで、一律に不可抗力による休業とみなすべきものではなく、客観的に見て通常使用者として行うべき最善の努力をつくしても、なお、就業させることが不可能であったか否か等につき当該事案の諸事情を総合勘案のうえ『使用者の責めに帰すべき事由による休業』であるか否かを判断すべきものである」(昭41.6.21基発第630号)」(労働基準局編労働基準法上P365)とされています。

今、船舶の塗装で働く技能実習生が、雨の日は早く帰らされたり、朝から仕事がなかったりする。今年みたいに雨が続きと賃金が少なくなってしまうと嘆いています。さらに続けて、会社から、「賃金が無いのがいいか、年次有給休暇を使って賃金を貰った方がいいか」と言われると聞いています。当然年次有給休暇を使用すると答えます。この休業は、「使用者の責めに帰すべき休業」に該当するかどうか問題になります。船舶塗装についての知識がないため判断できませんが、彼らが技能実習生であるということから考えると、単純に、自然現象として、使用者にとっては不可抗力であったとは認められないと考えます。労働契約を結んだ労働者として扱われてはいても、それは労働法また社会保険法の適用を受けさせて保護するためのものでしかなく、3年間の技能実習計画に基づいた研修生です。雨天で作業が出来なければ他の研修に振り替えるべきであるといえます。研修の内容は次の四つに分かれています、①必須作業(実習時間の半分以上)、②関連作業(実習時間の半分以下)、③周辺作業(実習時間の1/3以下)、④安全衛生作業(前記三つの作業でそれぞれ10%程度)の四つです。雨で必須作業がおこなえないのなら他の三つの作業に振り替えて行うべきであるといえます。それをせずに不可抗力による休業とすることはできないと考えられます。

次に、こうした休業を年次有給休暇で処理することが正しいのかということになります。年次有給休暇が行使できるのは労働が義務付けられている日に限られています。労働契約で所定休日とされている日に出勤を命じられても行使できるものではありません。休業命令が出れば労働義務は解除されるため年次有給休暇の対象とはならず、使用者のこうした強制は労働基準法違反といえます。ただ、「座学を行うが、それを聞きたくなければ年次有給休暇を行使することは認められる。」と言われた場合には厄介な話となります。

フィリピンと日本の勤務服事情

社会理論・動態研究所 吉田 舞

私は以前、フィリピンのマニラで、日系企業に勤務していました。日本人とフィリピン人と一緒に、オフィス内でデスクワークをすることが多かったのですが、そこで働いていると、仕事時の服装から、フィリピンと日本の習慣の違いを感じることがありました。

まず、制服通勤です。一度だけ、フィリピン人の上司と一緒に、東京に出張に行く機会があったのですが、上司は、出勤・帰宅の際に、制服を着ている通勤者が少ないことに驚いている様子でした。私自身、その違いについて考えたこともなかったのですが、確かに言われてみると、フィリピンに比べ、日本では通勤時に制服を着ている人は少ないように思います。（やはり日本では、職場の更衣室で着替えるのが一般的でしょうか？）

フィリピンでは制服は、（制服があるくらい）安定した職に就いているという、ステータスでもあると聞いたことがあります。コンビニやスーパー、デパートの従業員、公務員や学校の先生、なかには白衣を着た医療系の人まで、ラッシュアワーには様々な制服を目にします。考えてみると、当時同居していたフィリピン人の友達も、会社の制服はなかったようですが、家を出るときから社員証を首からさげていました。私はというと、通勤中に個人情報を見られたり、知らない人に「あの人は〇〇会社で働いてるのね」とばれてしまうのが嫌で、いつも会社に着いてから社員証をつけていましたが、そのことを同僚に話すと「何が恥ずかしいの？もっと自分の会社に誇りを持ちなよ！」と言われてしまいました。通勤時の制服や社員証はステータスになると同時に、会社への帰属意識にも関係してくるのでしょうか…。（それを考えると、ひたすらに隠そうとしていた私の会社への帰属意識って…）

次にみつけた習慣の違いは、職場での履き物でした。これまで私が勤務した職場では、日本人の社員は、顧客とのミーティングがある時や外出時には、革靴やハイヒールなどの靴を履き、会社でデスクワークをするときなどは革靴を脱ぎ、履きやすいスリッパやサンダルを着用していました。したがって、会社にいるときは、上司も同僚も、基本的に部屋履きで、帰宅時に、ふたたび革靴に履き替えていました。これはフィリピンの会社でも、日本の会社でも共通してみられる日本人の同僚の特徴でした。



同僚と一緒に。会社では社員証と制服を着用。

一方、フィリピン人の場合、制服や正装で出勤するものの、足元は、ビーチ・サンダルやすごくカジュアルな靴で出勤する人が多いことに気が付きます。（特に女性の場合、ストッキングの上からビーチ・サンダルを履くため、足袋状態になっている人が多いのですが、これは見慣れないと、多少違和感があるかもしれません）そして、日本人とは反対に、職場についたらパンプスやハイヒール、革靴に履き替えます。そして、帰り際には、またサンダルに履き替えます。いまだに、この違いの理由はわからないのですが、このように、仕事時の服装からも、フィリピンと日本の文化の違いを垣間見ることができました。

フィリピン人労働者を支援する会への加入案内

会 費 : 正会員 1 口 1,000 円(実習生500 円)、維持会員 1 口 10,000 円
寄 付 : 金額自由
銀行口座 : 広島銀行本店 普通預金 3 8 0 5 2 9 9
 フィリピン人労働者を支援する会 会長 小松公寛
事 務 局 : 小松社会保険労務士事務所内
 〒734-0045 広島市南区西本浦町14-11-511
 携帯電話 : 090-7590-0215

無料法律相談会のお知らせ

(1) 身近な法律相談会

共 催 : 法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

たとえば

相続、遺産分割、遺言やエンディングノートのことなど
離婚、慰謝料、子供の養育費などのことなど
交通事故、土地や金銭を巡るトラブルなど
事業の開始や契約書等事業運営上の問題・疑問など
事業主の労災加入や雇用関係をめぐるトラブルなど

どなたでもご来場ください。外国人の方は可能であれば母国語の通訳をご同伴ください。

会 場 広島市中区鞆町 4-42
カトリック鞆町教会 多目的ホール

日 時 平成 2 5 年 8 月 2 5 日(日) 1 3 時～1 7 時 (受付終了は1 6 時)
※ 教会の駐車場は使用できません。

相 談 員 弁護士 : 近藤剛史 弁護士 : 森山直樹
 弁護士 : 藤井なつみ 特定社会保険労務士 : 小松公寛

問 合 せ 先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史
電話 082-962-0286
広島市中区鉄砲町 1 番 2 0 号第 3 ウエノヤビル 7 階

(2) 法律なんでも相談会 主催 : さくらサポートネット

会 場 広島市中区大手町 5 丁目 6 番 9 号 (鷹野橋商店街入口)
ゆいぽーと (広島市男女共同参画推進センター)

日 時 第5回 平成 2 5 年 9 月 1 日(日) 1 3 時～1 7 時 (受付終了は1 6 時半)

相 談 員 弁護士 : 田中明花、税理士 : 万徳由美子、司法書士 : 中村庸子、
 社会保険労務士 : 松尾千鶴、ライフプランナー : 酒井達也

問 合 せ 先 さくらサポートネット電話 0 8 2 - 2 2 2 - 8 8 0 5
広島市中区上八丁堀 8-26-802(万徳事務所内)

本の紹介

最後のイタコ 松田広子著 扶桑社 1,500円

以前、沖縄のユタになる過程を追った「神に追われて」という本を読みました。この本は沖縄宮古島のユタの記録でした。そこには神から逃げようとしても、さまざまな試練を与えられ、というよりはユタになることを拒否することに対する罰や恫喝といったもので、最後はあきらめてユタなるのですが、その関係は私にとっても神との関係を考えるうえで有益なものでした。キリスト教では、アブラハムが自分の子供を生贄に捧げたり、イエスも生贄とならなければいけなかったように信仰は切羽詰まったところでしか成り立たないものなのかもしれません。しかし私たちと神との関係はそうしたところを離れて、神と呼ぶかどうか別としてそうしたものからのメッセージをどのようにして私たちが感じ取り、活用していくかといったところにあります。私自身も含めて、この経験を通して神の存在を意識することになるといえます。そのためには自分の生活全般にわたることへの問題意識なり、必死さを持たなければメッセージを感じ取ることが出来ないかもしれません。それらを偶然と考えるか、摂理と考えるかはどうでもいいことでしょう。沖縄のユタはそれから逃れようとしても最後は神に従わざるを得ませんでした。この本の著者の場合は、全くそうしたのではなく、ごく自然にイタコになると中学生の時に決めイタコ修行に入ります。イタコについては、恐山の風景と死者の霊を呼び出して話をさせる口寄せということしか知りませんが、この本では、修行全般、オシラサマ遊ばせなどイタコの業務全般や普通の生業の説明や遠野物語の源流は津軽にあるなど著者の半生を通して紹介されています。こうした世界を無視することも可能かもしれません。霊が見えるという人たちも私たちの身近にいます。神を信じるのであれば当然こうした人たちや幽霊や魑魅魍魎がいて当然の話といえます。神様がいるかないかどうでもいい話かもしれませんが私にとっては神と呼んでいるただいるだけの何かが存在しています。それに向かうことでさまざまな情報が得られているのも事実です。かすかに感じる存在をごく普通の小母さんの話としてお盆の気楽な読み物として面白いかもしれません。

言葉

心をつくして主に信頼せよ、
自分の知識に頼ってはならない。
全ての道で主を認めよ、
そうすれば、主はあなたの道をまっすぐにされる。

箴言 第三章 第五節

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会
〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511
携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039
e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>
平成25年 8月 1日 発行